

基本料金(1日あたり)	要介護1	876単位/日		要介護度別に基本料金が異なります。		
	要介護2	952単位/日				
	要介護3	1018単位/日				
	要介護4	1077単位/日				
	要介護5	1130単位/日				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費(1日あたり)	880円	880円	1370円	1370円	2066円	
食費(1日あたり)	300円	390円	650円	1360円	1600円	
加算	初期加算(Ⅰ)	60単位/日	定期的に情報共有を行い、急性期病院から30日以内に再入所された場合			
	初期加算(Ⅱ)	30単位/日	入居日から30日以内			
	短期集中リハビリテーション実施加算	258単位/回	入居から3月以内に集中的にリハビリを行った場合			
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51単位/日	在宅復帰・在宅支援機能が高い施設に対する加算			
	夜勤職員配置加算	24単位/日	入居者に対し定数以上の職員を配置			
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	介護福祉士が60%以上等の一定の基準を満たしている場合			
介護職員等処遇改善	総単位数の7.5%		基準に基づいて介護職員の賃金の改善等を行っている場合			
地域単価 6級地	10.27円		総点数に対して集まる			
その他加算(該当する場合、追加されます)	安全対策体制加算	20単位/回	担当者が配置され安全対策を実施する体制が整備されている			
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240単位/回	認知症を有する方の退所後生活する居宅・施設等に訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成した場合			
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120単位/回	入居から3月以内に認知症に対して集中的にリハビリを行った場合			
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53単位/月	医師、リハビリ職員等が共同で継続的にリハビリテーションの質を管理しておりかつ、口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定している			
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33単位/月	医師、リハビリ職員等が共同で継続的にリハビリテーションの質を管理している場合			
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450単位/回	入所前後に居宅訪問し、退所を念頭にサービス計画策定等を行った場合			
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480単位/回	入所前後に居宅訪問し、退所後も含めたサービス計画策定を行った場合			
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月	入所者ごとの心身状況に関わる基本的な情報を厚生労働者に			
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60単位/月	提出し、サービス提供に活用している場合			
	自立支援促進加算	300単位/月	定期的に自立支援に必要な医学的評価と支援計画見直しを行った場合			
	試行的退所時指導加算	400単位/回	退居時、退居後の療養指導を行った場合			
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500単位/回	居宅へ退居後の主治医に対し情報を提供した場合			
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250単位/回	医療機関へ退居後の主治医に対し情報を提供した場合			
	入退所前連携加算(Ⅰ)	600単位/回	入退所に際し、担当ケアマネージャーに情報提供し連携した場合			
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400単位/回	入退所に際し、担当ケアマネージャーに情報提供し連携した場合			
	訪問看護指示加算	300単位/回	老健の医師が訪問看護が必要と認め指示書を交付した場合			
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	医師が認知症の為、在宅生活が困難と判断し緊急入居した場合			
	外泊時費用	362単位/日	居宅における外泊を認めた場合			
	外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800単位/日	試行的退所中に老健が居宅サービスを提供した場合			
	療養食加算	6単位/回	医師の指示で特別な療養食を提供した場合			
	栄養マネジメント強化加算	11単位/日	一定の数の管理栄養士を配置し、栄養面の管理をした場合			
	再入所時栄養連携加算	200単位/回	医療機関から再入所する際に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする場合定した場合			
	退所時栄養情報連携加算	70単位/回	特別食を必要とする方が施設・医療機関等に退所する際に栄養管理に関する情報連携を行った場合			
	経口移行加算	28単位/日	食事の経口摂取を進めるための栄養管理を行った場合			
	経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	著しい摂食機能障害があり、食事の経口摂取を進めるために特別な管理を行った場合			
	経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月	摂食機能障害があり、食事の経口摂取を進めるために特別な管理を行った場合			
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	歯科衛生士が月2回以上の口腔ケアを行い、指導や相談に対応した場合			
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月	歯科衛生士が月2回以上の口腔ケアを行い、指導や相談に対応した場合			
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合			
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月				
	排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月				
	排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月	多職種で排せつ支援計画を作成し、支援を継続して実施した場合			
	排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月				
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位/月				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認された場合			
	新興感染症等施設療養費	240単位/日	委員会が開催や、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に進めていること			
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月	入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に医療機関の確保、該当する介護サービスの提供を行った場合			
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月	指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保していることなど			
	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100単位/月	届け出を行っている医療機関から、3年に一回以上感染制御等に係る実地指導を受けている			
	協力医療機関連携加算(Ⅱ)	5単位/月	協力医療機関と定期的に会議を実施するなどして情報共有をされており医療機関側が常時急変利用者の対応等ができる体制を確保している場合			
	協力医療機関連携加算(Ⅲ)	72単位/日	協力医療機関と定期的に会議を実施するなどして情報共有をされている場合			
	ターミナルケア加算	160単位/日	医師により回復の見込みがないと判断され、本人・家族の同意を得てターミナルケアを行う場合。亡くなった日までの日数によってそれぞれ算定			
		910単位/日				
	緊急時施設療養費	1900単位/日	救急救命医療が必要な場合での投薬等を行った場合			
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	518単位/回	老健の医師と主治の医師が共同し内服薬を減少させた場合			
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	140単位/回					
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	70単位/回					
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	240単位/回					
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	100単位/回					
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	239単位/日	入所者に対し投薬、検査、注射、処置を行った場合				
	480単位/日					
その他利用料金	電気代	50円/日	持ち込みの電化製品を使用する場合(1個につき)			
	買い物代行	200円/回	日用品の購入代行料金			
	診断書料金	3000円~5000円/回	一般診断書等			
	日用品費	100円/日	ボディソープ、シャンプー、おしぼり、ティッシュ等			
	食費	実費	特別な食事を希望された場合			
	理美容		出張理美容を利用された場合			
	娯楽教養費		希望に応じて参加者のみ(習字、フラワーアレンジメント等)			
	インフルエンザ予防接種		予防接種			
行事費	特別な行事に係る費用(旅行企画など行った場合)					